

安全に関する指標の評価について

資料2

指標案1

過去5年間に国に報告(義務報告)した安全上の支障を及ぼす事態に対して90日以内(※)に必要な再発防止策を策定した割合

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
措置率	70%	63%	46%	90%	62%	81%

- ・早期措置のインセンティブを働かせるために各社で差をつけてもいいのではないか。
- ・その際、各社に公平となるよう、等差で点数を配分(注)してはどうか。

(※) 過去に発生した事態の措置が終了したものに関して、措置までに要する日数の平均は約90日である。

指標案2

過去5年間の機材品質に係る不具合に起因する欠航又は15分を超える遅延の発生率

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
遅延・欠航率	0.40%	0.36%	0.23%	0.48%	0.65%	0.40%

- ・遅延率の縮小のインセンティブを働かせるために各社で差をつけてもいいのではないか。
- ・その際、各社に公平となるよう、等差で点数を配分(注)してはどうか。

両指標は、既に世界的に高いレベルの安全性を有する我が国の航空会社に対して、その安全に対する取組を一層促すことを目的とするものであり、両指標の評価において順位が劣後することが、必ずしも当該航空会社の安全性レベルの水準が低いことを意味しない。

(注) 等差で点数を配分する方法例

全体で15点が配分されると仮定すると、右のとおり、等差は1.0点として配分される。



例

A社	B社	C社	D社	E社	F社
3位	4位	6位	1位	5位	2位
3.0点	2.0点	0点	5.0点	1.0点	4.0点